

論文

## 国際組織における言語と人権

なぜ IASSW は日本語を公用語としたのか？<sup>1)</sup>

秋元 樹

### Language And Human Rights In International Organizations

Why does IASSW have Japanese as an official language?

Tatsuru AKIMOTO

人は地球上のいずこにあっても母語を用いる権利を有する。それは基本的人権であり、これを妨げることは深刻な人権侵害とみなされる。

ソーシャルワーカーはそれぞれの国内における言語による差別ならびに先住民及び過去における植民地の人々から母語を奪ったことに対し批判する。国連憲章は言語を人種、性および宗教とともに中心的差別の根源の一つとする。世界人権宣言および国際人権規約においても同様である。

しかしながら、ソーシャルワークの国際組織は、国連と同様、その組織内において、その会議室において、日々そして今、自らのメンバーからその母語を奪い、彼（女）らを言語により差別をしている。そして意に介しない。意識すらしない。ソーシャルワーカーは偽善者か？

IASSW (International Association of Schools of Social Work; 国際ソーシャルワーク学校連盟) は、2005年、英語、フランス語、スペイン語に加え、日本語をその“公用語”としたソーシャルワーク分野を含め他のすべての国際組織がそうしていないのにもかかわらずである。<sup>2)</sup> なぜか？いや、問われるべきはなぜ日本語はそれまで“公用語”とされていなかったのかも知れない。2004年のデータでは、日本はIASSW中、最多の加盟校数を持ち、全加盟校の約4分の1を占めていた。

しかし、日本語を“公用語”にすることは日本語を「他に差別される」言語から「他を差別する」言語にその位置を移動させるに過ぎない。「いかなる言語の間にも価値的な差異、重要性における差異は全くないしあってはならず、またこの地球上のすべての言語は平等に扱われるべきである」(「IASSW言語政策」後述) からである。それでは公用語の差別性が明らかなき、なぜIASSWは日本語を“公用語”にしたのか？

本稿はIASSWが日本語を“公用語”とする理由の筆者による読み解きである。<sup>3)</sup> 実際にIASSWという組織が、そう考え、理解し、意図したかどうかではない。どう読まれるべきかである。

#### 1. IASSWの言語への関心

IASSWは次の4言語をその“公用語”とする：英語、フランス語、スペイン語そして日本語。最初の3言語については理解出来ようし、抵抗なく受入れることもできよう。しかし、なぜ日本語が入っているのか？理解は易しくないし、受け入れには抵抗がある。

IASSWはある時期まで英語のみを用いていた。後にフランス語とスペイン語を“公用語”に加えた。日本語が加えられたのは2005年である。

なぜIASSWは日本語をその“公用語”に加え

たのか？

表面的理由は簡単である。日本の加盟校の数の多さである。「IASSW 言語政策」はそのことを素直に記録に留めている：「IASSW は英語、フランス語、スペイン語、日本語の4言語をその公用語とする。これらはIASSW 会員の多数が用いる言語である。」

日本は2004年当時、最多の加盟校を持ち、全体の4分の1近くを占めていた。表1は2006年1月末現在の国別加盟校の分布である。1位の座はアメリカに譲っているが、日本は77校、数校の差で2位となっており、全体の5分の1弱を占めている。<sup>4)</sup> 日本語は英語に次いで第二の多数派言語であったことは間違いない。フランス語やスペイン語を母語とするメンバーははるかに少なかった。フランスはわずか9校、これにフランス語を用いていると思われるベルギー、カナダ、アフリカ等の一部

を加えても20校に及ぶまい。スペインは5校、チリ3校、これに他のスペイン語を用いる中南米の一部を加えてもこれまた20校には及ばない。

もう少し深く考えよう。なぜ日本語を公用語に加えたのか？ IASSW は言語問題にセンシティブだからであろう。IASSW は常設の「言語委員会」を持ち、長い間、言語の問題に関心を寄せ、取り組んできた。言語が加盟校の真の参加、平等にとってひいては組織そのものにとって核心的重要性をもつと考えるからである。最近では現時点における到達点として「IASSW 言語政策」を採択した（2005年7月13日ワシントンDC IASSW 理事会採択、2007年7月11日トロントIASSW 理事会にて改正）。その前文では、IASSW は「全世界のすべてのソーシャルワーク教育を行う学校に開かれた組織であり、「西洋世界の組織によって支配されるエリート組織とならないようにする

表1 IASSW 国別加盟校 (2006.1 末現在)

アメリカ	80 (校)	インド	7
日本	77	スウェーデン	6
中国 (香港を含む)	30 * (3)	ニュージーランド	6
イギリス	27	フィンランド	6
カナダ	23	デンマーク	5
南アフリカ	18	イスラエル	5
オーストラリア	14	スペイン	5
韓国	13	フィリピン	4
ベルギー	12	ポーランド	3
ドイツ	11	チリ	3
フランス	9	2校加盟国 (4か国)	8
オランダ	8	1校加盟国 (30か国)	30
ノルウェー	7	合計** (57か国)	417 (校)

\* 書記長報告では香港 (3校) を除く中国加盟校数がダブルカウンティングされており57校とされ、合計も444校とされていた。

\*\* 近日納入予定 (2か国) および前々年度会費納入で前年度未納の国9か国を加えると68か国

資料出所：書記長報告から筆者が作成

こと」を謳い、IASSWは「いかなる言語の間にも価値的な差異、重要性における差異は全くないしあってはならず、またこの地球上のすべての言語は平等に扱われるべきである」と宣言する。そして、具体的には出版物、ウェブサイト、大会に分け、それぞれについての次のような一般ルールを定める：

重要な出版物<sup>5)</sup> はすべて4“公用語”に翻訳することを旨とする；ウェブサイトは「会員向けのものは4“公用語”で、... 組織拡大のためのものは4“公用語”、中国語、ロシア語、アラビア語で書かれる」；隔年開かれる大会（Congress）は、「開催される地域の言語により大会公用語の数は決定される」「全体会（plenary sessions）は原則として少なくとも4言語に訳される」どの言語とするかは「いずれの場合も、基本的には予想される参加者数による」「いくつかの報告分科会は2カ国語でなされる」等。

## 2. IASSWはなぜ言語問題にセンシティブなのか？

それでは、なぜIASSWは言語問題にセンシティブになるのか？関心を持つたざるを得ないのか？（1）言語問題は基本的人権の問題であり、（2）人権を守り進めることはソーシャルワークのエッセンスであり、ソーシャルワーク教育に自らを捧げるIASSWの中核的イングリーディアントであるからである。さらに（3）言語問題は民主主義そしてソーシャルワークが視野に入れる未来社会存立の根幹をなす問題であるからである。<sup>6)</sup>

（1）「言語は自分が何ものであるかを示す」。（EU, 2007）「人は簡単に自らの母語をとりかえるわけにはいかない。しかも言語は就職、就学、また人間として自信を持って生きていくための精神の健康に深くかわるものである...」 「言語の公的

認定は基本的人権という観点をはずしては考えられないものである。」（田中, 2000: 45）

言語は差別の中心的源の一つであり、すなわち人権に直接かかわる問題である。言語権が基本的人権としてしばしば論じられる所以である。国連憲章は、その冒頭「第1章目的及び原理」第1条に、人種、性、宗教とともに言語を挙げる。

3. 経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。（訳：外務省1956告示138 <http://www.room.ne.jp/lawtext/1956T02.html>）

世界人権宣言ならびに国際人権規約（経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約（A 規約）および市民的政治的権利に関する国際規約（B 規約）にあっても同様の規定を持つ（それぞれの第二条）。人種、性、言語、宗教のほか「皮膚の色、... 政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類する... 事由」が加えられている。次は世界人権宣言の第二条である。

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。（外務省仮訳 [http://www.mofa.go.jp/Mofaj/Gaiko/udhr/1b\\_001.html](http://www.mofa.go.jp/Mofaj/Gaiko/udhr/1b_001.html)）

国連憲章は上記第1条のほか「第4章 総会」、第13条、「第9章 国際経済社会協力」、第55条、

「第12章 国際信託統治制度」、第76条等においても言語差別に言及する。言語による差別に言及する国連その他の条約等は他にも少なくない。

- ・非自治領に関する国連宣言（第73条）
- ・児童の権利条約（第2, 5, 7-9条、13-14条、16-20条、28-30条、40条）
- ・国又はエスニシティ、宗教、言語的マイノリティに属する人々の権利に関する国連宣言
- ・人権に関するアメリカ条約“コスタリカ・サンホセ条約”
- ・人間の権利と義務に関するアメリカ宣言
- ・地域的又は少数派言語のためのヨーロッパ憲章
- ・独立国における先住民及び種族に関する条約
- ・先住民の権利に関する国連世界宣言
- ・インディアンの抵抗500年に関する第1回大陸会議宣言（1990年7月17-21日）
- ・CSCEの人的側面に関する会議のコペンハーゲン会議文書
- ・少数派の保護のためのヨーロッパ会議のための提案
- ・Waitangi Tribunalの提案からの抜き書き
- ・言語的人権に関するタリン（Tallinn）シンポジウムの宣言
- ・言語権に関するTESOL（Teachers of English to Speakers of other Languages）決議
- ・FIPLV（Fédération Internationale des Professeurs de Langues Vivantes）言語に関する基本的権利の世界憲章の条文案
- ・平等と自立へ向けて（第11回WFD（the World Federation of the Deaf）世界会議1991年7月5-11日、東京）
- ・世界聴覚障害者連盟 手話の言語としての承認を求める勧告（Recommendation）
- ・“カーディッシ（Kurdish）人一人権なくして未来はない” ボン宣言

資料出所：(Skutnabb-Kangas and Phillipson, 1995:

372-412)

EU基本権憲章（2000）もその第21条で言語等による差別の禁止を、第22条で文化、宗教及び言

語の多様性（言語の多様性の尊重）を保障する。（EU, 2008）

人種、性等に比べ言語差別に関する関心はソーシャルワークを含め一般社会、研究いずれにおいても格段に低い。特に日本においてはその関心は極端に低い。とはいえ、言語学、心理学、文化人類学、社会学、政治学、哲学等の分野における研究の蓄積は少なくはない。（e.g. Skutnabb-Kangas & Phillipson, 1996; Eriksen, 1992; Ng, 2007; Patrick, 2005; UN, 200; 木村2006; 権, 2004; 塚原,2006; 塩見, 1990; 渡部, 2004）そのトピックは国内マイノリティー、先住民、植民地、障がい、方言、民主主義、社会正義、未来社会等に及んでいる。特にアメリカの国内の言語問題についてはより一般的、運動論的なものをも含め“発言”の数は多い。（e.g. Garza, 2000; Murfhy, Barlow and Hatch, 1993; Skarewitz, 1992; Matusewitch, 1990; Carison, 1988; Lang, 1986; Hartman, 2003; Cabot, 1997）

(2) IASSWはソーシャルワークの教育と教育者を支える組織である。「人権は... ソーシャルワークにとっての基本的原理である」(IASSW=IFSW, 「ソーシャルワークの国際定義」)。人権に関心を持ち、守り、進めるのはソーシャルワークの本性であり、そのIASSWの本性である。

IASSWの「ミッション・ステートメント」は、「ミッション遂行にあたっては、個人の譲り渡すことの出来ない権利の尊重は自由、正義および平和の基礎であることを認識し、国連のすべての人権宣言および人権規約を遵守する。」旨を宣言する。IASSWの歴史は人権へ深い関わりとその前進のための努力を示している。他のソーシャルワークの国際組織の言語に関する関心の度合いについては筆者の知るところではない。なお、各国

内のソーシャルワーク組織の言語に関する関心についてはいくつかの調査研究がある。(たとえば、イギリスについてPugh and Williams, 2006)

(3) 民主主義は参加と討議を不可欠の要素として求める。これの欠けるところに民主主義の保証はない。「J・S ミル [は、その]『代議制統治論』の中で、「... 同胞感情のない国民のあいだにあっては、ことに彼らが異なった言語を読み書きしているばあいには、代議制統治の運用に必要な、統一された世論が存在し得ない」と述べ、... (Mill, 1991: chap.16)... [ウィル・キムリッカ [は] この箇所を引用しつつ (Kymlicka, 2001: 214)、民主的熟議における共通言語の重要性を強調... している。」(稲田, 2007: 203)

民主的熟議が可能となるためには、市民の間に相互理解と信頼が必要であり、そのような相互理解と信頼には何か規定的な共通性や共通されたアイデンティティが必要であり、領域化された言語的、民族的な政治的単位こそ、参加的で熟議的な政治にとって最善の、そしておそらく唯一のフォーラムを提供する。(Kymlicka, 2001: Chaps. 11 & 17; 稲田, 2007: 203による要約)

そして結論する。「民主的政治とは日常語による政治」(Kymlicka, 2001:213) にほかならない以上、「多言語的な環境下において母語以外の言語で行われる討論はエリート主導にならざるをえない」(稲田, 2007: 205)。それゆえ国民国家のレベルを超えたところに、民主的熟議と集団的意思決定形成のための意味あるフォーラムは存在せず、「本物の民主主義が生じる唯一のフォーラムは国境線の内部にしか存在しない」(Kymlicka, 2001: 235)。

現在の国際ソーシャルワークの一理解は、現在

の我々の位置を国民国家と「世界市民」「一つの世界」「コスモポリス」<sup>7)</sup>の間のいづこかに描く。(秋元, 2005: 4) そして一般には後者が存立し得るための必須の要件として民主主義の保証、参加と討議を要求する。参加と討議があってはじめて人々は互いに平等に意思疎通することが可能となる。「機会の均等という世界市民としての基本的人権はコスモポリスの中で尊重されなければならない。」(cf. 棒, 2004: 14-15) 重層化した民主主義、コスモポリタン民主主義その他の議論がなされている。

以上 (1) ~ (3) を踏まえ、IASSWは次の程度のセンスイティヴィティは持つに至っている。自らの「IASSW言語政策」前文の中でいう。「今日たとえIASSWのメンバーの大多数 (the majority) が英語によってある程度の意思疎通 (communicate) できるとしても、」IASSWは、読み、聞き、理解することが出来ることから、理事会や大会において発言をし、ペーパーを提出し議論に参加することが出来ることまで、人々は英語力において差異があるということ認識している。真の交流・交換 (exchange) がなされ、種々の文化と言語グループの人々が公正な機会を持つということを確認するために、我々は常に同じ人々が不利な地位 (an inferior position) にあるといったことのないような仕方でわれわれの大会と会議を組織する必要がある。」

### 3. なぜIASSWは日本語を“公用語”にしていなかったのか？

であれば、問われるべきは「なぜIASSWが日本語を“公用語”に加えたか？」ではなく、「なぜIASSWが日本語を“公用語”にしていなかったか？」である。

上に、日本語を“公用語”に加えた当時、「日本は... 最多の加盟校を持ち、全体の約4分の1

近くを占めていた。日本語は英語に次いで第二の多数派言語であったことは間違いない。フランス語やスペイン語を母語とするメンバーははるかに少なかった。」と述べられた。にもかかわらず、フランス語やスペイン語は“公用語”として指定されていた。そしてすべてのIASSW構成員がその状況を大きな疑問も持つことなく受け入れていた。

フランス語とスペイン語を“公用語”とした後、2004年のアデレードにおける理事会では、ロシア語、中国語、アラビア語をこれに加える議論をしていた。「われわれは国連の友誼団体でありそのNGOの地位も有している。よって国連の公用語たるこれら3言語も加えるべきである。」加盟校のうちアラビア語、ロシア語、中国語を母語とするメンバーはどのくらいあったか？それぞれゼロ、数校～最大それより少しばかり多いくらいであった。<sup>9)</sup> おかしくないか？

日本語は第2次大戦中連合（United Nations；現在の国連と同一の表現）に属していなかった国、すなわち敵国の言葉であったからか？それは西洋言語でなかったからか？あるいはそれは世界地図の端にある関心も及ばぬ極東の一言語にすぎなかったからか？無意識ながらそれらがIASSWの指導者たちの間の認識だったのか？逆に意識はしていたが、財政的・人的資源の限界を含めた組織運営上の現実との妥協だったのか？いずれにしろそれは日本語という一言語に対する明らかな差別ではなかったか？資源の限界は人権の侵害の正当化の「いいわけ」となりうるのか？

唯一あるいは正当と見なされ得る理由は、日本語は話者の数は絶対数では多くとも日本一国の中でのみ用いられ、使用国の数が少ない、すなわち、国際言語ではないということである。国連の公用語議論ではしばしば聞かれてきた議論ではあるが、今回日本語を公用語に加えようというIASSW

内部の議論では表だっては聞かれなかった。

言語は差別の基本的指標であり、母語を奪うということは不条理であり人権に反する。ソーシャルワークは先住民、植民地住民、マイノリティから母語を奪うことの歴史及び現状に対して批判をし反対を叫んできた。しかし、我々是我々の会議室、組織の中にいる「あなたの隣に座っている」人々の母語を今奪っており、そして、無神経にも平気である。(Piron, 1998) 我々は偽善者ではないのか？自らの組織の外のことには目をやるが今、目の前に存在している内のことには、口を閉ざす。関心を示さない。「清い手の原則」を思い出さざるを得まい。

これらを知った以上、他の国際組織が無関心であろうがなからうが、IASSWは日本語を“公用語”に加えざるを得なかったのだろう。

#### 4. 問題は解決されない—公用語が問題なのである

いまや我々は日本語を“公用語”として持つ。問題は解決したか？真の問題は全く解決していない。日本語を“公用語”に加えることは、単に日本語を他によって「差別される」地位から他を「差別する」地位に置き換えたに過ぎない。英、仏、西によって差別されていたものを、これらとともに他を差別するものに移したに過ぎない。

そもそも公用語とはそういうものなのである。「公用語とは何か」について、田中克彦は書く(田中、2000:40)：

近代国家においては、そこに複数の言語が話されているという自覚があるばあい、国家はそれらの言語が話されていることを認め、ついでそれらの言葉が、役所におけるいろいろな手続きにおいて用いられていることが出来るという保証を与えることがしばしば行われる。これらのことは、法律

によって定められ、時には憲法の条項の中で明記される。

公用語の指定<sup>9)</sup>は①「多言語が併存していることを認め」、そして、②「それらの言語の話し手に、それを公的な場で用いることが出来る権利を保障する」という意味において積極的意味を持つ。「現実にはいろいろな言語が話されていても、それらが『言語』であるという自覚がなければ、公用語の問題は生まれえない。1992年までのフランスがその典型例とされる。<sup>10)</sup> 同様の意味で、今日も日本には公用語は存在しないとされる。<sup>11)</sup> そして、権利の保障は「当然公的機関 [の側に]、その要求に応じる... 能力を備えなければならないという義務を」負わす。(田中、2000:44)<sup>12)</sup>

しかし、公用語とは、究極は多数者、権力者、支配者の論理と尊大さ (arrogance) を意味する。近代言語学の功績は「優勢な大言語であれ、劣勢な少数言語であれ、それらが、等しく、対等の言語であることを発見した」ことであったとされる。(田中、2000: 41) 上述のように「IASSW 言語政策」は「当該言語を用いる人々の数の如何を問わず、いかなる言語の間にも価値的な差異、重要性における差異は全くないしあってはならずまたこの地球上のすべての言語は平等に扱われるべきである」という。

2003年 APASWE (Asian & Pacific Association for Social Work Education) 大会<sup>13)</sup>の準備段階における「すべての参加者の言語に通訳をつける」筆者の発言は無視されたが、EUにあっては、1958年—EEC 設立条約 (第1ローマ条約) 及び EAEC 設立条約 (第2ローマ条約) 調印が1957年、同条約発効が1958年1月1日—閣僚理事会 (現EU 理事会) 規則第1号以来「加盟国の公用語はEU諸機関の公用語とする」ことを実現している。27か国の公用語は平等に扱われ、<sup>14)</sup> EUの公式

の文書はこれら言語に翻訳される。欧州憲法条約は連合市民の権利として、「この憲法の用いるいずれかの言語により交信し、同一言語により回答を受ける権利」その他を保障する。「言語とその使用はEUの中核をなす。」(EU, 2007)<sup>15)</sup> もちろん、それぞれの国の中には言語問題は存在するが、ここではかかわらない。

この意味では、国連は言語帝国主義・覇権主義との批判を免れない。国連の公用語は、アラビア語 (これの採用経過についてはUN, 1954; UN, 1973ほか)、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語の6つである。現在の全人類の母語による分布は表2の通りである:

表2: 母語として使用する人が1億人以上の言語

1. 中国語	1300 百万人
2. ヒンズー語	495
3. 英語	354
4. スペイン語	350
5. アラビア語	260
6. ポルトガル語	203
7. ベンガル語	196
8. ロシア語	145
9. 日本語	128
10. ドイツ語	100~110
11. パンジャビ	104

参考

18. フランス語 67  
(第2言語として用いる人を含めると130百万人)

資料出所: (Gordon, 2005)

ヒンズー語、ポルトガル語、ベンガル語の話者は公用語たるロシア語より多い。さらに興味深いのはフランス語である。公用語でありかつ作業言語であるフランス語は67百万人で18番目である。

第二言語として用いる人を含めると130百万人となるが、それでもヒンズー語、ポルトガル語、ベンガル語より少ない。1945年国連設立へ向けての連合国サンフランシスコ会議における各国代表団長会議 (Meeting of the heads of delegations to organize the conference, Veterans Building, Room 223, April 26, 1945 a.m.) の会議 (Conference) 言語に関する次のやりとりはシンボリックである。以下はその議事録 (Provisional Restricted) の抜き書きである (UN, 1945: 51 & 77) :

フランス代表 M. Bidault (France) が the presiding officer の発言をフランス語に通訳することを要求、... 会議 (Conference) における各会議 (sessions) の言語の使用一般の問題を議論した。

M. Bidault が会議 (Conference) おけるすべての分科会、委員会、小委員会等の会議にあつては英語とフランス語は100パーセント平等に扱われるべきであるとの動議を提出した。

彼は、伝統的外交言語 (the traditional language of diplomacy) でありかつ文明 (社会) の偉大な言語の一つ (one of the great languages of civilization) である国際言語たるフランス語を消し去ろうとする本会議においてなされているいかなる試みに対しても、フランス代表団はこれを決して譲ることは出来ない、原則の問題であると強調した。

[Fernandez氏 (チリ)] は、すべての国際会議にあつてフランス語は公用語とみなされるべきだというのは伝統である... 全体主義政権に対して自由と民主主義を守るためにかくも大きな犠牲を払った英雄的フランスに対する感謝の贈り物 (tribute) として今回も同様にすべきである、と発言した。

フランス語は「伝統的外交言語 (the traditional language of diplomacy) でありかつ文明 (社会)

の偉大な言語の一つ (one of the great languages of civilization) である国際言語」であり、また今回の全体主義政権との闘いで大きな犠牲を払い英雄的働きをしたが故に公用語にすべきであるとの主張である。

今日、国連では公用語による発言内容は他の公用語に同時通訳され、また、ほとんどの国連文書は、6つの公用語すべてで発行される。<sup>16)</sup> “自動的には” これら6言語以外の言語には通訳されないし、これら6言語以外の言語では発行されない。「場合によっては、公用語でない言語で発言を行うことができ」るが、「この場合、発言を行う代表は、いずれかの公用語での通訳、あるいは、発言の翻訳を提供しなければならぬ」。(cf. UN, 1945: 116, 138-139, and 177; UN, 1948-49: 129) 国連は外に向けては高邁な発言・活動を行うが、自らの組織の中では露骨な差別をして意に介しない。(Piron, 1998)

さらに、国連は常用語又は作業言語 (Working Language) として英語とフランス語を指定する。(他の言語の作業言語化については、UN, 1948-49: 43-47; UN, 1973; ほか) 事務局の実際の仕事はこれによって行われ、事務局職員はこの二つの言語のいずれか又は双方に堪能であることが求められる。(国連広報センター, 2008)

公用語問題の最終的解決は、概念的な平等理論の考えからは公用語から国民国家の言語を排除すること、世界共通の人工語を採用することしかあり得ない。(捧, 2004: 15) しかし、唯一繰り返し言及される人工語はエスペラント語であり (例えば、かどや, 2006: 125-129) これも内容は西洋言語に限りなく近い。あるいは、別の提案は「誰も自分の母語を用いる権利を持たないと決定すればそれで充分だろう」というものである。(Piron, 1998)



## 5. IASSWが日本語を公用語にした意義

しかし、これらはすでに長らく議論されてきたことである。すべてがすでにわかっているながら、なおIASSWが日本語を“公用語”にした理由は何か？次の3点であろう。

第1は、“公用語”の決定にあたって、少なくとも西洋—非西洋、国連—非国連等規範的基準ではなくメンバーの多寡という数的基準を採用すること。そのことは確かに状況をより公正にしたし、差別をより弱くした。現実との妥協ではあるが、公正、差別の程度の改善は読み取れるだろう。

第2は、社会学的、政治力学的にいうならば、それは日本の加盟校を、すなわち彼（女）らの“国益”又はナショナリスティックな感情を満足させ、そのIASSWへの参加の程度を高める誘因とはなったかも知れない。<sup>17)</sup>あるいはそれはIASSW内最大の収入源たる日本の加盟校を「宥め賺し」IASSWのメンバーに留めおくことの成功に貢献したかも知れない。しかし、これらは本稿での主テーマではない。

第3は、メンバー教育、社会教育である。欧米言語以外の言語を入れることにより、西洋言語、特に英語の話者たちを自分たちが全く理解できないものに日常的にさらされる経験を強いる—とまどい、不安、不愉快、劣等感等の味わい。西洋言語、特に英語を母語とする人々の善意の無神経さ、尊大さを正す。言語問題を構成員、組織全体に常に意識させる。ちょうど今回、日本語を公用語するプロセスにおける議論、体験がそのように機能したようである。さらに、他のソーシャルワーク組織及びそれを越えた社会一般への言語問題、差別、人権のメッセージの発信である。

実は、IASSWは少し先に行っているかも知れない。注意深い読者はすでにお気づきだろうが、本稿にあってIASSWに直接関する限り常に“公用語”と引用符が付されていた。IASSWは組織

内では日常的に公用語という語を使用し議論しているが、そして、その「IASSW言語政策」の中でもこの語が使用されてはいるが、組織内の意識は公用語（official languages）というより共通使用言語又は“共通的に用いられる言語”（commonly-used languages）との表現に近いように思われる。現に日本語を“公用語”とする過程の中で“an official language”の語を避け“a commonly-used language”を用いるべきだとの提言はなされている。<sup>18)</sup>上記公用語の支配性、尊大さ、差別性を意識してのことである。同時にIASSWは「英語は財政的、人的資源の制約から中心的言語（dominant）とな」ることを認めているが、国連でいう作業言語の指定という尊大さを避け、当面「中心的言語になる」という事実を事実として謙虚に述べるに留めている。

## 6. おわりに

なぜIASSWは日本語を公用語にしたか？それは通常加盟校数の多さから説明される。しかし、読み取られるべきは、言語問題は人権に関わる問題であり、人権はソーシャルワークにとってまたそれを進めるIASSWにとっての中心的関心事であり、言語は現在の民主主義、未来の人類社会にとっても不可欠の鍵であるが故ということである。そうであれば本来問われるべきは、なぜIASSWはこれまで日本語を“公用語”にしてこなかったかの方であろう。IASSWの無能か無理解かあるいは“practicality”との安易な・節操のない妥協であったか？

IASSWは日本語を公用語にした。しかし変わったのは日本語を他に「支配される」言語から他を「支配する」言語への位置の変更だけである。公用語とはそういうものであるからである。そのことを知りながらなお日本語を公用語としたのはなぜか？西洋語vs.非西洋語等規範的基準を数の

多寡というより中立的数的基準に置き換えたという意味で、その不条理さ、不公正さを若干でも緩和せんがためか、最大加盟国のナショナリスティックな関心・要求を呑むことによって日本を組織内に留め、財源を確保するためか？あるいはメンバー特に西洋言語、特に英語を母語とするメンバー、さらにはIASSWを超えた国際組織、社会一般に対する言語教育、人権教育のためか？

言語問題を人権問題と理解する以上、“practicality”はもはや人権侵害、差別の「いいわけ」としては許されない。“practicality”を理由に人種差別や性差別を許す余裕はあるか？許容の範囲と程度は、“practicality”を口にする人のそれを口にしてしているその瞬間の人権理解と心の痛みの有無と程度に拠ることとなるのであろうか。

註

- 1) 本稿は2008年7月22日IASSW南アフリカ・ダーバン大会において筆者によりなされた報告(“Language and Human Rights in International Organizations: Why does IASSW have Japanese as an official language while other organizations don't? - My interpretation -”)を日本のソーシャルワーク分野の読者向けに書き直したものである。
- 2) 企業内公用語の議論もある。(e.g. 守島、2000)
- 3) 本論は筆者個人の読み解きであり、筆者が務めるIASSW執行理事(Member At-Large: 世界選出理事、執行委員会メンバー)としての見解ではない。
- 4) IASSWのメンバーのカウンターの仕方がその時々のおおきく変動する。よって日本の加盟校のIASSWに占める割合も時により4分の1から6分の1ほどの間で

変動する。会費納入遅れ校を含めれば現在ではおそらく6分の1程度と見るのが妥当であろう。

- 5) 三基本文書(「ソーシャルワークの世界定義」、「ソーシャルワークにおける倫理：その原理(Statements of Principles)」、「ソーシャルワークの教育・養成に関する世界規準」)を含む。
- 6) 民主主義をソーシャルワークの指導理念とすることについては疑義もあるが、此处では論じない。
- 7) 世界市民、地球市民、コスモポリス、コスモポリタニズム等についてはソーシャルワークのみならず各学問分野において多様な理解と議論があるが此处では論じまい。
- 8) 約50の中国の大学・学校がその後加盟した。
- 9) 国語もまた、「当然の存在ではなくして、認定されるべきもの」であるが、「公用語は、国語に比べて、はるかに実務的、機能的概念であって、国語が帯びる象徴的、心情的な概念とは鋭く対立している。」「公用語を定める必要が生じ、この語の概念をめぐって深い議論が重ねられたのは、オーストラリア・ハンガリー帝国とスイス連邦とであり、他の多言語の存在を前提とする諸国家にとってのモデルとなった。」(田中、2000: 41)たとえば、スイス連邦は「国語」としてドイツ語、フランス語、イタリア語、レト・ロマン語を憲法で指定し、前三者を公用語とする。国際機関には国語＝組織語はなく、公用語のみである。(田中、2000: 44)
- 10) 「たてまえとして、フランス語しか存在しなかったフランスでは、フランス語を【国語】であると宣言する必要はなく—それはずっと後、1992年になって初めて憲法が規定するところとなった—したがって、どの言語が

- 公用語であるかなどと、あらたまって法律で決める必要はなかった。」(田中、2000: 41)
- 11) 同様の意味で日本には今日なお「国語」も存在しない。日本語を国語、公用語と指定する法律はない。慣習上のもののレベルである。(なお、裁判所法第74条参照)近年の英語第2公用語化論(たとえば、「21世紀懇談会」提言)は、①「国内に第1公用語が何かの規定がない」、②「国内のどこにも英語を母語とする言語共同体が存在しない」③「国民相互にこの公用語を用いて話し合う機会もないのに、公務に就く人はこの公用語を駆使できなければならない」(田中、2000: 45-46)という意味で興味深い。現在日本語を公用語とするのは、パラオ共和国アンガウル州だけである。英語とともに規定をもって日本語を公用語と指定している。
- 12) 「公務員が公用語(=公務語)を駆使するための能力を備えなければならないという義務をとまなっている。」フィンランド語とスウェーデン語を公用語とするフィンランドでは「郵便局に勤める職員は職に就く条件として、この二つの言語で対応できる能力を求められている。」「ロシア連邦プリアート共和国の憲法は、大統領の資格として、二つの国家語」(「多言語・多民族国家における国家業務語であり、公用語の一形態である。」「国語と国家語」【思想】1998年10月号参照。))、「すなわちプリアート語とロシア語」を要求する。(田中、2000: 44-45)
- 13) 長崎で予定されたがsarsで中止となった。
- 14) 現在23言語が公用語とされている。2, 3の言語について適用除外規定がある。(EU, 2007)
- 15) なお、EUは市民が母国語以外に2カ国語を習得することを目標とする。(最近の統計では26%が“Mother tongue+plus-two”を達成している。)毎年9月26日はヨーロッパ言語の日に指定されている。(EU, 2007)
- 16) 国連には公用語のほかに文書語(Document Language)がある。すべての文書が公用語と同様に翻訳される。現在ドイツ語がこれにあたる。ただし、そのすべての経費はその言語側=ドイツ政府が負担する。
- 17) 日本語を公用語にすることについては、国連公用語に関しまたより一般的に、日本国内にあっても反対論は少なくない。第1は公用語たることを引き受けるにはそれ相応の大きな責任・義務・負担が伴うということ。第2は日本語が公用語でないがゆえにその地位を保てる人々が学界、行政内、業界その他に大勢いるということ、日本語が公用語になれば彼(女)たちの語学力の故に保たれている現在の地位は落ちざるを得ない。外務省内、国語審議会内にも賛否両論ある。(佐藤、2000: 52-3)
- 18) IASSW理事会において日本語が公用語として採用の決定がなされるときに、筆者は私はその考え方には賛成したが、公用語という言葉を使うことには反対した。

#### 引用文献

- Akimoto, Tatsuru. 2005. "The Essence of International Social Work and Nine World Maps - How to induct students into the secrets of ISW -." 『社会福祉』(日本女子大学社会福祉学科) 第45号. pp.1-15.
- Cabot, Stephen J. 1997. "When words mask discrimination." *HR Focus*. (New York) 74(2) February. p.11.
- Carison, Maragaret, Ellingson, Careth, and Garcia, Cristina. 1988. "Only English

- spoken here." *Time*. 132(23). Dec. 5. p.29.
- Eriksen, T. Hylland. 1992. "Linguistic Hegemony and Minority Resistance." *Journal of Peace Research* (Oslo). 29(3). August. pp.313-332. [http://www.geocities.com/c\\_piron/2.html?200712](http://www.geocities.com/c_piron/2.html?200712).
- EU. 2007. <http://europa.eu/languages/en/home> (9/17 accessed).
- 外務省. 2008 (accessed). 同省ホームページ. [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c\\_003.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_003.html)
- Garza, Christina A. 2000. "Measuring language rights along a spectrum." *The Yale Law Journal*. 110(2) November. pp.379-387.
- 権安里. 2004. 「第2章 コモンの現前と間隔化—共同体におけるパロールの功罪」【差異化する正義】御茶の水書房. pp.15-39.
- Gordon, Raymond G. Jr. 2005. *Ethnologue: Languages of the World*. 15th edition. SIL Publications.
- Hartman, Andrew. 2003. "Language as oppression: The English-only movement in the United States." *Socialism and Democracy*. (New York) March 31. 17(1) pp.187-.
- IASSW. "Mission Statement".
- IASSW. 2006. 「IASSW言語政策」
- 稲田恭明. 2007. 「コスモポリタン・シティズンシップの射程と限界」【法哲学年報】(日本法哲学学会) 有斐閣. pp.198-207.
- かどやひでのり. 2006. 「第5章 言語権から計画言語へ」 pp.107-130. ましこひでのり編【ことば／権力／差別】三元社.
- 木村護郎クリストフ. 2006. 「第1章 【共生】への視点としての言語権—多言語的公共圏に向けて」植田晃次・山下仁【「共生」の内実】三元社. pp.11-28.
- 国連広報センター. 2008 accessed. 事務局ホームページ. <http://www.unic.or.jp/know/orgf6.htm>.
- Kymlicka, Will. 2001. *Politics in the Vernacular: Nationalism, Multiculturalism, and Citizenship*. Oxford UP.
- Lang, Kevin. 1986. "A language theory of discrimination." *The Quarterly Journal of Economics*. (Cambridge) May. 101(2) . pp.363-383.
- Matusewitch, Eric. 1990. "Labor Relations: Language rules can violate Title VII." *Personnel Journal*. October. pp.98-102.
- Mill, J.S. 1991. "Considerations on representative government." in *On Liberty and Other Essays*. Oxford UP.
- Murphy, Betty Southard, Barlow, Wayne E. and Hatch, Daiane. 1993. "Manager's Newsfront: English-only rules might not violate Civil Rights Act." *Personnel Journal*. October. p.24.
- Ng, Sik Hung. 2007. Language-based discrimination: Blant and subtle forms." *Journal of Language and Social Psychology*. 26(2). June. pp.106-122.
- Patrick, Peter L. 2005. "Linguistic human rights: A sociolinguistic introduction." Educational materials. <http://privatewww.essex.ac.uk/~patrickp/lhr/linguistichumanrights.htm>. accessed
- Prion, Claude. 1998. "Language constraints and human rights." Anniversary Symposium on Language and Human Rights (Geneva, UN, Palais des Nations, Room VIII, April 28).

- Pugh, Richard, and Williams, Debbie. 2006. "Language policy and provision in social service organizations." *British Journal of Social Work*. 36. pp.1227-1244.
- 捧堅二. 2004. 「グローバリゼーションと新しいコスモポリタニズム」『季刊 唯物論研究』(大阪唯物論研究会哲学部会) 第88号. 6月. pp.5-21, 33.
- 佐藤和之. 2000. 「国連公用語と日本語」『月刊言語』29(8). pp.50-55.
- 塩見鮮一郎. 1990. 『新編 言語と差別』新泉社.
- Sklarewitz, Norman. 1992. "American firms lash out at foreign tongues." *Businness and society Review*. (New York) Iss. 83. Fall. pp.24-29.
- Skutnabb-Kangas, Tove, and Phillipson, Robert, ed. 1995. *Linguistic human Rights – Overcoming Linguistic Discrimination*. Nouton de Gruyter.
- 田中克彦. 2000. 「公用語とは何か」『月刊言語』29(8). pp.40-46.
- 塚原信行. 2006. 「第10章 言語政策から言語権政策へ」『言葉／権力／差別—言語権から見た情報弱者の解放』三元社. pp.235-255.
- UN. 1945. *Documents of the United Nations Conference on International Organization, San Francisco, 1945*. Vol.5. London and New York: United Nations Information Organizations. [Meeting of the heads of delegations to organize the conference (Doc. 29 (English) DC/4, April 26, 1945, p.2 [p.51]) ; Corrigenda (Doc. 29 (English) DC/4(1), May 12, 1945, p.1[pp.77]) ; Meeting of the heads of delegations to organize the conference (Doc. 32 (English) DC/7, April 27, 1945, pp.1-2 [pp.116-117]) ("Report" by the Rapportour. His Excellency, Dr. Guillermo Belt Ramirez, Chairman of the Delegation of Cuba, to the Plenary session of the Conference, April 27, 1945) ; Meeting of the chairmen of delegates (Doc. 36 (English) DC/9, April 30, 1945, pp.1-2[pp.138-139]) (Secretariat-submitted Section V of the memorandum on "Rules of Procedures", revised to take account of the changes agreed to by the Chairmen of Delegations at their First and Second Meetings), and Summary of Meeting of Steering Committee. (Doc. 50 (English) ST/2, May 1, 1945, pp.4-5 [pp.176-177].)]
- UN. 1948-49. *Year Book of United Nations*.
- UN. 1954. Resolution 878 (IX). "Translation of some official documents of General Assembly into the Arabic language in accordance with rule 59 of the rules of procedure of the General Assembly". 504th plenary meeting, 4 December.
- UN. 1973. Resolution 3190 (XXVII). "Inclusion of Arabic among the official and the working languages of the General Assembly and its Main Committees". 2206th plenary meeting, 18 December.
- UN. 2001. "Need for parity among all official UN languages stressed, as committee on information concludes session; Draft resolution approved by committee highlights importance of closing digital divide between developed and developing countries." Press Release P1/1347/Rev.1. Committee on Information Twenty-third Session, 6th Meeting (PM) and Round-up. <http://www.un.org/News/Press/docs/2001>

/PII1347r1.doc. htm.

渡部淳. 2004. 「第10章 グローバル移民時代と日本社会：コミュニケーションの多言語化と社会的対応の政治経済」伊藤彰・宮下正年『植民・移民・難民のメディア学』北海道大学国際広報メディア研究科・言語文化部. pp.189-208.

付：

2005年7月13日ワシントンDC理事会にて内容合意  
2007年7月11日トロント理事会にて本文章化承認

## IASSW言語政策

### IASSW——誰を引きつけるか？

IASSWは全世界のすべてのソーシャル・ワーク教育を行う学校 (programmes) に開かれた会員組織である。よって、その目するところは、非排他的 (inclusive) 言語政策を実践し、西洋世界の会員組織によって支配されるエリート組織とならないようにすることである。どのような言語政策を立てどのような実践をするかは、われわれが組織しようとする世界の対象 (global target group) にとってIASSWがいかに魅力的組織であるかを決定する重要なファクターである。

今日たとえIASSWのメンバーの大多数 (the majority) が英語によってある程度の意思疎通はできるとしても、目指すところは他の言語グループ及び非英語国からの会員をより多く持ち、迎え入れ続けることである。

会員に影響を及ぼすIASSW文書は言語の故に伝達に障害あつてはならない—このことは単に現在の事実としてだけではなく、すべての会員は将来に影響を及ぼす公正な機会を持つという意味に

おいてもきわめて重要なことである。

IASSWは、読み、聞き、理解することが出来ることから、理事会や大会において発言をし、ペーパーを提出し議論に参加することが出来ることまで、人々は英語力において差異があるということを認識している。真の交流・交換がなされ、種々の文化と言語グループの人々が公正な機会を持つということを確保するために、我々は常に同じ人々が不利な地位 (an inferior position) にあるといったことのないような仕方であつて、われわれの大会と会議を組織する必要がある。よって、時には少数者 (minority) の言語が支配的 (dominant) な言語になることさえありうるかもしれない。支配的言語の人々は、国際的コミュニケーションは我々すべてにとって一つのチャレンジであることを知らなければならない。

### IASSW言語方針とはなにか？

IASSWは、世界人権宣言や市民的及び政治的権利に関する国際規約を引き合いに出すまでもなく、当該言語を用いる人々の数の如何を問わず、いかなる言語の間にも価値的な差異、重要性における差異は全くないしあつてはならず、またこの地球上のすべての言語は平等に扱われるべきであると考え。 (1) ソーシャル・ワークの本性及びソーシャル・ワーク教育の前進に自らを捧げるということをミッションとするIASSWの本性から、 (2) IASSWの発展の歴史から、 (3) 会員の構成分布から、そして、 (4) 組織運営の現実性から考え、IASSWは以下のような当面の言語政策を2005年7月13日のワシントンDC理事会において採択した。 (2007年7月11日のトロント理事会にて改訂承認)

### IASSW言語

IASSWは英語、フランス語、スペイン語、日

本語の4言語をその公用語 (official languages) とする。これらはIASSW会員の多数 (the majority number) が用いる言語である。しかし、金銭的・人的資源の不足の故から [当面は] 英語が支配的言語となる。

### 出版物

目するところはすべての重要な文書を4公用語に翻訳することである。以下の3文書すなわち、「ソーシャル・ワークにおける倫理：その原理 (Statements of Principles)」、「ソーシャル・ワークの世界定義」、「ソーシャル・ワーク教育・訓練の世界規準」はセイジ (Sage) から英語、スペイン語及びフランス語により一冊の冊子としてすでに発行されている。その冊子はすべてのIASSW会員に配布される。

この3文書は日本語に翻訳され、上とは別に刊行される。これは日本社会福祉教育学校連盟との共同作業によりなされるものである。日本語版はすべての日本の会員校と希望する他のすべての者に配付される。

### ウェブサイト

ウェブサイトは4言語による。

- 上記3文書
  - IASSWの歴史と概観 (profile)
  - その他の (promotional) 資料
- その他の資料については、標題のみを出来る限り多くの言語に翻訳し、詳細は4言語とのリンクにより参照しうるようにする。
- 役員は、言語委員会と協力して、どの資料が4言語に翻訳されるべきかを逐次判断をしてゆく。

3文書は出来る限りの言語に翻訳されウェブサイトに掲載されるものとする。その翻訳はプロによるものであるか素人によるものであるかの

如何を問わず、質の高いものでなければならぬ。その質を確保するために

- 専門家たるソーシャル・ワーク教育者が校正をし翻訳が最新のものであることを保証しなければならない。
- その質の保証のために経費が必要であれば、理事会に請求することが出来る。
- 翻訳者及び校正者の氏名が文書に明記するものとする。

### 大会 (congresses)

大会が開催される地域がどの言語圏にあるかにより、いくつの公用語に訳されるべきかは決定される。

全体会 (planary) は前パラグラフで採用された公用語を含む少なくとも4言語に訳されるものとする。それらはある程度はどの地域で当該大会が開催されるかにより、また各言語を用いる予想される参加者の数にしたがって決定されなければいけない。もし参加登録者の数が予想された数に達しない場合には、上記4言語のうちの一言語はキャンセルされてもよい。

もし会議準備の後段階になって、ある言語を用いる参加者が一定数に達することが明らかとなった場合には、これは第5の大会言語として加えられ得るものとする。

大会において少なくともいくつかのペーパーセッションは2言語により持たれ、かつ上記第2パラグラフにより採用された大会言語のうちいくつかに訳されるものとする。

大会のパンフレットは4言語で作成され、簡易版 (inexpensive versions) が他の言語で用意されなければならない。

ワークショップ/ペーパーセッション/課題別グループ/ポスターを多言語で組織する機会が提供されかつその旨の通知がなされなければならない

い。

他の参加者のために通訳を申し出た参加者には大会参加料の10-15%の割引をする。これは学生についても同様とする。

参加者が通訳に関し互いに助け合えるよう、出会う場所又はリソースグループが用意されるべきである。

### **IASSW常任委員会 (Standing Committee)**

IASSW 理事会は言語に関する常任委員会を持つ。委員会の任務は、参加を促進するためには言語が如何に重要であるかを強調し、IASSW に対し連盟のあらゆるレベルにおいてこの政策を思い起こさせ、実行 (encourage) させることである。

委員会は大会の準備 (planning) に参加し、次の点について準備者 (organizers) と話し合うものとする。

- 公用語及び地域言語について、どの言語にまたいくつの言語に通訳するか
- どのそしていくつのワークショップ等が多言語により準備されるべきか
- 公用語とともに発表者の母語で概要 (abstracts) を提出することを認められることができるか
- IASSW 理事会で採択される「スピーカー用ガイドライン」が大会のキーノートスピーカー及び発表者に確実に配布されることの保証

(2007/07/21 秋元樹仮訳)